

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令要綱

第一 警察法施行令の一部改正

一 四国警察支局長を警察官をもって充てる職に追加する。(第一条の二関係)

二 千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例及び階級別定員の基準の特例を改める。(

附則第二十五項及び第二十七項関係)

第二 警察庁組織令の一部改正

一 長官官房に新たに公文書監理官一人及び企画課を置き、その所掌事務を定めるとともに、長官官房総務課の所掌事務を改める。(第二条の二、第七条、第八条及び第九条関係)

二 長官官房会計課の所掌事務を改める。(第十一条関係)

三 長官官房国際課を廃止する。

四 生活安全局生活安全企画課の所掌事務を改めるとともに、同局地域課を廃止する。(第十四条、第十

五条及び第十六条関係)

五 警備局警備企画課の所掌事務を改めるとともに、同局警備課を廃止する。(第三十六条第一項及び第

三十七条関係)

六 警備局警備運用部に新たに警備第一課及び警備第二課を置き、その所掌事務を定める。(第三十六条

第三項、第四十一条及び第四十二条関係)

七 情報通信局情報管理課の所掌事務を改める。(第四十五条関係)

八 中国四国管区警察局に四国警察支局を置く。(第四十九条関係)

第三 附則関係

この政令は、公布の日から施行する。